

電力先物に係る週間物取引の追加及びLNG先物の呼値の単位の見直し等に伴う
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表	8
3. エネルギー市場管理細則の一部改正新旧対照表	9
4. システム売買実施細則の一部改正新旧対照表	11
5. 立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表	13
6. EFP取引及びEFS取引実施細則の一部改正新旧対照表	14
7. エネルギー最終決済価格決定細則の一部改正新旧対照表	16

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(現金決済先物取引の対象) 第14条 現金決済先物取引の対象は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力(土曜日から翌週金曜日までの暦日における午前0時から午後12時までの間受渡しが行われる出力100キロワットの電気。以下同じ。)</u>にあつては、JEPXのスポット取引において取引される東京エリアの電力 <u>(7) 電力のうち、東エリア・週間日中ロード電力(土曜日から翌週金曜日までの平日における午前8時から午後8時までの間受渡しが行われる出力100キロワットの電気。以下同じ。)</u>にあつては、JEPXのスポット取引において取引される東京エリアの電力 <u>(8) 電力のうち、西エリア・週間ベースロード電力</u>にあつては、JEPXのスポット取引において取引される関西エリアの電力 <u>(9) 電力のうち、西エリア・週間日中ロード電力</u>にあつては、JEPXのスポット取引において取引される関西エリアの電力 <u>(10) (略)</u></p>	<p>(現金決済先物取引の対象) 第14条 現金決済先物取引の対象は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>(6) (略)</u></p>
<p>(当月限納会日及び当月限取引最終日) 第15条 (略) 2 現金決済先物取引の当月限<u>(電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力</u>にあつては直近の限月をいう。以下同じ。)取引最終日は、次に掲げる日とし、当月限の取引は日中立会をもって終わる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力</u>にあつては、<u>毎週金曜日の前営業日</u> <u>(7) 電力のうち、東エリア・週間日中ロード電力</u>にあつては、<u>毎週金曜日(平日でない場合は順次繰り上げる。第9号において同じ。)</u>の前営業日</p>	<p>(当月限納会日及び当月限取引最終日) 第15条 (略) 2 現金決済先物取引の当月限取引最終日は、次に掲げる日とし、当月限の取引は日中立会をもって終わる。 (1)～(5) (略) (新設) (新設)</p>

(8) 電力のうち、西エリア・週間ベースロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日

(9) 電力のうち、西エリア・週間日中ロード電力にあつては、毎週金曜日の前営業日

(10) LNGにあつては、当月限が属する月の前月15日(休業日に当たる場合は順次繰り上げる。)

3・4 (略)

(新甫発会日等)

第16条 (略)

2 現金決済先物取引の新甫発会日は、取引最終日の翌営業日とし、新甫限月の取引は日中立会から開始する。

3・4 (略)

(先物取引の期限)

第17条 当社の市場における取引は、取引の種類及び各上場商品構成成分(電力にあつては第14条に規定する現金決済先物取引の対象)の別に次項から第4項までに定める期限によって区分した限月ごとに行う。

2 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) エネルギー ガソリン、灯油及び軽油にあつては、新甫発会日が属する月の翌々月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(新設)

(新設)

(6) LNGにあつては、当月限が属する月の前月15日(休業日に当たる場合は順次繰り上げる。次条第2項第6号において同じ。)

3・4 (略)

(新甫発会日等)

第16条 (略)

2 現金決済先物取引の新甫発会日は、次に掲げる日とし、新甫限月の取引は日中立会から開始する。

(1) 原油にあつては、当月限が属する月の最終営業日の翌営業日

(2) 電力のうち、東エリア・ベースロード電力にあつては、当月限が属する月の末日の前営業日の翌営業日

(3) 電力のうち、東エリア・日中ロード電力にあつては、当月限が属する月の最終の平日

(4) 電力のうち、西エリア・ベースロード電力にあつては、当月限が属する月の末日の前営業日の翌営業日

(5) 電力のうち、西エリア・日中ロード電力にあつては、当月限が属する月の最終の平日

(6) LNGにあつては、当月限が属する月の前月15日の翌営業日

3・4 (略)

(先物取引の期限)

第17条 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) エネルギー ガソリン、灯油及び軽油にあつては、新甫発会日が属する月の翌々月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(2) 中京石油 新甫発会日が属する月の翌々月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(新設)

(2) 中京石油 新甫発会日が属する月の翌々月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

3 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 電力のうち、東エリア・週間ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する週の翌週から起算した5週以内の各週とし、5限月制とする。ただし、直前の取引最終日が当該取引最終日が属する週の最終営業日になるとき（新甫発会日が当該週の翌週の最終営業日になるときを除く。）は、新甫発会日が属する週から起算した5週以内の各週とし、5限月制とする。

(7) 電力のうち、東エリア・週間日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する週の翌週から起算した5週以内の各週とし、5限月制とする。ただし、土曜日から翌週金曜日までの1週間に平日がない週は5週に算入しないこととし、当該週は限月を設定しない。

(8) 電力のうち、西エリア・週間ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する週の翌週から起算した5週以内の各週とし、5限月制とする。ただし、直前の取引最終日が当該取引最終日が属する週の最終営業日になるとき（新甫発会日が当該週の翌週の最終営業日になるときを除く。）は、新甫発会日が属する週から起算した5週以内の各週とし、5限月制とする。

(9) 電力のうち、西エリア・週間日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する週の翌週から起算した5週以内の各週とし、5限月制とする。ただし、土曜日から翌週金曜日までの1週間に平日がない週は5週に算入しないこととし、当該週は限月を設定しない。

(10) (略)

4 当社は、必要があると認めるときは、臨時に期限を定めることができる。

5 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者に通知するものとする。

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

2 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(6) (略)

(新設)

(新設)

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

第18条 (略)

2 現金決済先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率とする。

(1) 原油

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロリットル

10円 1枚 50キロリットル

(2) 東エリア・ベースロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(3) 東エリア・日中ロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(4) 西エリア・ベースロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(5) 西エリア・日中ロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(6) 東エリア・週間ベースロード電力

(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

第18条 (略)

2 現金決済先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率とする。

(1) 第76条第1号に掲げる商品

(上場商品構成品) (呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

原油 1キロリットル

10円 1枚 50キロリットル

(2) 第76条第2号イに掲げる商品

(上場商品構成品) (呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

電力 1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(3) 第76条第2号ロに掲げる商品

(上場商品構成品) (呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

電力 1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(4) 第76条第2号ハに掲げる商品

(上場商品構成品) (呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

電力 1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(5) 第76条第2号ニに掲げる商品

(上場商品構成品) (呼値)

(呼値の単位) (取引単位)

電力 1キロワット時 (1kWh)

1銭 1枚 1日から同月末日までにおける平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量 (kWh)

(新設)

1キロワット時 (1 kWh)
1 銭 1 枚 土曜日から翌週金曜日まで
における暦日数×24時間×100キ
ロワット時によって得られる電力量
(kWh)

(7) 東エリア・週間日中ロード電力
(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)
1キロワット時 (1 kWh)
1 銭 1 枚 土曜日から翌週金曜日まで
における平日数×12時間×100キ
ロワット時によって得られる電力量
(kWh)

(8) 西エリア・週間ベースロード電
力

(呼値)
(呼値の単位) (取引単位)
1キロワット時 (1 kWh)
1 銭 1 枚 土曜日から翌週金曜日まで
における暦日数×24時間×100キ
ロワット時によって得られる電力量
(kWh)

(9) 西エリア・週間日中ロード電力
(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)
1キロワット時 (1 kWh)
1 銭 1 枚 土曜日から翌週金曜日まで
における平日数×12時間×100キ
ロワット時によって得られる電力量
(kWh)

(10) LNG
(呼値)

(呼値の単位) (取引単位)
1百万英国熱量単位 (1 mmBtu)
1円 1枚 1,000 mmBtu

3 (略)

(受渡場所)

第62条 受渡場所は、次のとおりとする。

(1) エネルギー市場(原油、電力及びLNGを除く。この節において、以下同じ。)にあっては、海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所又は貯蔵所(以下「製造所等」という。)のうち、当社が指定した場所とする。

(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(6) 第76条第3号に掲げる商品
(上場商品構成) (呼値)

(呼値の単位) (取引単位)
LNG 1百万英国熱量単位 (1 mm
Btu)
10銭 1枚 1,000 mmBtu

3 (略)

(受渡場所)

第62条 受渡場所は、次のとおりとする。

(1) エネルギー市場(原油、電力及びLNGを除く。この章において、以下同じ。)にあっては、海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所又は貯蔵所(以下「製造所等」という。)のうち、当社が指定した場所とする。

(2) (略)

(最終決済日)

第75条 エネルギー市場における原油、電力のうち東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力並びにLNGの最終決済日は当月限取引最終日の翌営業日とし、電力のうち東エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電力、西エリア・ベースロード電力及び西エリア・日中ロード電力の最終決済日は、当月限が属する月の翌月第1営業日とする。

2・3 (略)

(最終決済価格)

第76条 エネルギー市場における次の各号に掲げる上場商品構成品の最終決済価格は、エネルギー最終決済価格決定細則に定める方法によって算出した価格とし、当社はこれをクリアリング機構に通知するものとする。

(1) (略)

(2) 電力

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(3) (略)

(取引の停止)

第156条 (略)

2～5 (略)

6 第154条第1項及び第3項の規定は、第1項第6号又は第7号の規定に基づき処置を講じようとする場合について、第160条の規定は、第1項第6号又は第7号の規定に基づく処置を行った場合について、第162条の規定は、第1項の規定に基づき措置又は処置を行った場合についてそれぞれ準用する。この場合において、第162条第2項中「公表する」とあるのは、「公表する。ただし、第156条第1項第1号に基づく措置を行う場合において、公表の対象となる措置の重要性又は当該公表を行った場合における市場への影響度を勘案して当社が公表を行わないことが適当と認めるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

7 (略)

(最終決済日)

第75条 エネルギー市場における原油及びLNGの最終決済日は当月限取引最終日の翌営業日とし、電力の最終決済日は、当月限が属する月の翌月第1営業日とする。

2・3 (略)

(最終決済価格)

第76条 エネルギー市場における次の各号に掲げる商品の最終決済価格は、エネルギー最終決済価格決定細則に定める方法によって算出した価格とし、当社はこれをクリアリング機構に通知するものとする。

(1) (略)

(2) 電力

イ 東エリア・ベースロード電力

ロ 東エリア・日中ロード電力

ハ 西エリア・ベースロード電力

ニ 西エリア・日中ロード電力

(3) (略)

(取引の停止)

第156条 (略)

2～5 (略)

6 第154条第1項及び第3項の規定は、第1項第6号又は第7号の規定に基づき処置を講じようとする場合について、第160条の規定は、第1項第6号又は第7号の規定に基づく処置を行った場合について、第162条の規定は、第1項の規定に基づき措置又は処置を行った場合についてそれぞれ準用する。

7 (略)

(商品先物取引業等停止処分の表示)

第163条 商品先物取引業を停止された受託取引参加者、国内又は外国の法令の規定による命令により取引を停止された遠隔地仲介取引参加者は、その停止期間中、当社の市場における取引の受託をしない旨を、公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。ただし、第156条第1項第1号に基づく措置を行う場合において、掲示の対象となる措置の重要性又は当該掲示を行った場合における市場への影響度を勘案して当社が掲示を行わないことが適当と認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月18日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

(商品先物取引業等停止処分の表示)

第163条 商品先物取引業を停止された受託取引参加者、国内又は外国の法令の規定による命令により取引を停止された遠隔地仲介取引参加者は、その停止期間中、当社の市場における取引の受託をしない旨を、公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加料)</p> <p>第3条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買約定に係る定率参加料</p> <p>イ エネルギー市場</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電力</p> <p>東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力 売又は買1枚につき 146円</p> <p>東エリア・日中ロード電力及び西エリア・日中ロード電力 売又は買1枚につき 49円</p> <p><u>東エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間ベースロード電力</u> 売又は買1枚につき 37円</p> <p><u>東エリア・週間日中ロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力</u> 売又は買1枚につき 12円</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月18日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(取引参加料)</p> <p>第3条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買約定に係る定率参加料</p> <p>イ エネルギー市場</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電力</p> <p>東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力 売又は買1枚につき 146円</p> <p>東エリア・日中ロード電力及び西エリア・日中ロード電力 売又は買1枚につき 49円</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>ロ (略)</p>

エネルギー市場管理細則の一部改正新旧対照表

新	旧																																
<p>(取引参加者の建玉数量の制限)</p> <p>第2条 当社は、業務規程第33条第1項の規定に基づき、取引参加者の自己の計算による建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東エリア・週間ベースロード電力</td> <td style="text-align: center;">10,000枚</td> </tr> <tr> <td>東エリア・週間日中ロード電力</td> <td style="text-align: center;">14,000枚</td> </tr> <tr> <td>西エリア・週間ベースロード電力</td> <td style="text-align: center;">10,000枚</td> </tr> <tr> <td>西エリア・週間日中ロード電力</td> <td style="text-align: center;">14,000枚</td> </tr> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限)</p> <p>第3条 当社は、業務規程第33条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。現物先物取引のガソリン、灯油及び軽油において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、マーケットメイカー又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		東エリア・週間ベースロード電力	10,000枚	東エリア・週間日中ロード電力	14,000枚	西エリア・週間ベースロード電力	10,000枚	西エリア・週間日中ロード電力	14,000枚		各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		<p>(取引参加者の建玉数量の制限)</p> <p>第2条 当社は、業務規程第33条第1項の規定に基づき、取引参加者の自己の計算による建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限)</p> <p>第3条 当社は、業務規程第33条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。現物先物取引のガソリン、灯油及び軽油において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、マーケットメイカー又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)		(新設)		(新設)		(新設)		(新設)			各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）	(略)	
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																
(略)																																	
東エリア・週間ベースロード電力	10,000枚																																
東エリア・週間日中ロード電力	14,000枚																																
西エリア・週間ベースロード電力	10,000枚																																
西エリア・週間日中ロード電力	14,000枚																																
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																
(略)																																	
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																
(略)																																	
(新設)																																	
(新設)																																	
(新設)																																	
(新設)																																	
	各限月（売建玉と買建玉との差引き数量）																																
(略)																																	

東エリア・週間ベースロード電力	5,000枚
東エリア・週間日中ロード電力	7,000枚
西エリア・週間ベースロード電力	5,000枚
西エリア・週間日中ロード電力	7,000枚

2・3 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月18日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

2・3 (略)

システム売買実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(限月等の組合せ)</p> <p>第7条 SCOのスペルードシリーズは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 現物先物取引及び現金決済先物取引の上場商品構成品ごとの業務規程第17条に規定する2つの限月の組合せのすべて(業務規程第18条に規定する取引単位が異なる場合及びエネルギー市場の電力を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(立会の一時中断)</p> <p>第15条 業務規程第10条に規定する売買管理上立会を継続して行うことが適当でないと認めるときは、次の各号に定めるところによるものとし、一時中断できる立会は当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ザラバ取引において、中心限月(上場商品構成品(電力を除く。))ごとに、流動性が最も集中しているものとして当社が指定する限月をいう。)</u>の売注文が前条第1項の規定により定める下限の値段で行われた場合又は買注文が前条第1項の規定により定める上限の値段で行われた場合その他当社が必要と認める場合 <u>当該事象となった上場商品構成品の全ての限月の立会</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(限月等の組合せ)</p> <p>第7条 SCOのスペルードシリーズは、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 現物先物取引及び現金決済先物取引の上場商品構成品ごとの業務規程第17条第1項又は第2項に規定する2つの限月の組合せのすべて(業務規程第18条に規定する取引単位が異なる場合及びエネルギー市場の電力を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(立会の一時中断)</p> <p>第15条 業務規程第10条に規定する売買管理上立会を継続して行うことが適当でないと認めるときは、次の各号に定めるところによるものとし、一時中断できる立会は当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ザラバ取引の中心限月取引(上場商品構成品の限月取引のうち、流動性が最も集中しているものとして当社が指定する限月取引をいう。以下同じ。)</u>において、売注文が前条第1項の規定により定める下限の値段で行われた場合又は買注文が前条第1項の規定により定める上限の値段で行われた場合その他当社が必要と認める場合 <u>当該中心限月取引と同一上場商品構成品の立会</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月18日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	

別表3（第12条関係）

即時約定可能値幅

		寄付板合わせ	ザラバ	引板合わせ
	(略)			
エネルギー市場	東エリア・ベースロード電力	6.00 円	5. 00 円	6. 00 円
	西エリア・ベースロード電力			
	東エリア・日中ロード電力			
	西エリア・日中ロード電力			
	東エリア・週間ベースロード電力			
	西エリア・週間ベースロード電力			
	東エリア・週間日中ロード電力			
	西エリア・週間日中ロード電力			
	(略)			

別表4（第14条関係）

1. サークットブレーカー幅等

		通常時	第一次拡大時	第二次拡大時
	(略)			
エネルギー市場	東エリア・ベースロード電力	8.00 円	原則拡大しない	原則拡大しない
	西エリア・ベースロード電力			
	東エリア・日中ロード電力			
	西エリア・日中ロード電力			
	東エリア・週間ベースロード電力			
	西エリア・週間ベースロード電力			
	東エリア・週間日中ロード電力			
	西エリア・週間日中ロード電力			
	(略)			

2. (略)

別表3（第12条関係）

即時約定可能値幅

		寄付板合わせ	ザラバ	引板合わせ
	(略)			
エネルギー市場	東エリア・ベースロード電力	6.00 円	2. 00 円	4. 00 円
	西エリア・ベースロード電力			
	東エリア・日中ロード電力			
	西エリア・日中ロード電力			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(略)			

別表4（第14条関係）

1. サークットブレーカー幅等

		通常時	第一次拡大時	第二次拡大時
	(略)			
エネルギー市場	東エリア・ベースロード電力	8.00 円	原則拡大しない	原則拡大しない
	西エリア・ベースロード電力			
	東エリア・日中ロード電力			
	西エリア・日中ロード電力			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(略)			

2. (略)

立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の単位)</p> <p>第5条 業務規程第18条第3項の立会外取引実施細則に定める呼値の単位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現金決済先物取引</p> <p>イ <u>原油</u> <u>10銭</u></p> <p>ロ <u>電力</u> <u>1銭</u></p> <p>ハ <u>LNG</u> <u>1銭</u></p>	<p>(呼値の単位)</p> <p>第5条 業務規程第18条第3項の立会外取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現金決済先物取引</p> <p>イ <u>業務規程第18条第2項第1号に規定する商品</u> <u>(商品市場) (上場商品構成)</u> <u>(呼値の単位)</u> <u>エネルギー市場 原油</u> <u>10銭</u></p> <p>ロ <u>業務規程第18条第2項第2号から第5号までに規定する商品</u> <u>(商品市場) (上場商品構成)</u> <u>(呼値の単位)</u> <u>エネルギー市場 電力</u> <u>1銭</u></p> <p>ハ <u>業務規程第18条第2項第6号に規定する商品</u> <u>(商品市場) (上場商品構成)</u> <u>(呼値の単位)</u> <u>エネルギー市場 LNG</u> <u>1銭</u></p>
<p>附 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月18日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	

ＥＦＰ取引及びＥＦＳ取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出対象限月等)</p> <p>第6条の2 EFP取引及びEFS取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条に定める限月とする。ただし、当月限については、当月限納会日（現金決済先物取引にあつては取引最終日とする。以下同じ。）から起算して5営業日前に当たる日の夜間立会以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前々営業日の夜間立会以降の転売又は買戻しにより売買約定を結了させる取引の申出を除く。</p>	<p>(申出対象限月等)</p> <p>第6条の2 EFP取引及びEFS取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条第1項及び第2項に定める限月とする。ただし、当月限については、当月限納会日（現金決済先物取引にあつては取引最終日とする。以下同じ。）から起算して5営業日前に当たる日の夜間立会以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前々営業日の夜間立会以降の転売又は買戻しにより売買約定を結了させる取引の申出を除く。</p>
<p>(呼値の単位)</p> <p>第7条 業務規程第18条第3項のEFP取引及びEFS取引実施細則に定める呼値の単位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現金決済先物取引</p> <p>イ <u>原油</u> <u>10銭</u></p> <p>ロ <u>電力</u> <u>1銭</u></p> <p>ハ <u>LNG</u> <u>1銭</u></p>	<p>(呼値の単位)</p> <p>第7条 業務規程第18条第3項のEFP取引及びEFS取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現金決済先物取引</p> <p>イ <u>業務規程第18条第2項第1号に規定する商品</u> <u>(商品市場) (上場商品構成)</u> <u>(呼値の単位)</u> <u>エネルギー市場 原油</u> <u>10銭</u></p> <p>ロ <u>業務規程第18条第2項第2号から第5号までに規定する商品</u> <u>(商品市場) (上場商品構成)</u> <u>(呼値の単位)</u> <u>エネルギー市場 電力</u> <u>1銭</u></p> <p>ハ <u>業務規程第18条第2項第6号に規定する商品</u> <u>(商品市場) (上場商品構成)</u> <u>(呼値の単位)</u> <u>エネルギー市場 LNG</u> <u>1銭</u></p>
<p>附 則</p>	
<p>1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月18日から施行することが</p>	

適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。	
-------------------------------------	--

エネルギー最終決済価格決定細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発表価格) 第3条 (略)</p> <p>2 業務規程第76条第2号に掲げる電力に係る発表価格は次のとおりとする。</p> <p>(1) 東エリア・ベースロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各暦日の午前0時から午後12時までの間に、東京エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(2) 東エリア・日中ロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各平日（業務規程第8条第1項に規定する営業日から当社が別に定める日を除いた日とする。以下同じ。）の午前8時から午後8時までの間に、東京エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(3) 西エリア・ベースロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各暦日の午前0時から午後12時までの間に、関西エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(4) 西エリア・日中ロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各平日の午前8時から午後8時までの間に、関西エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p><u>(5) 東エリア・週間ベースロード電力</u></p>	<p>(発表価格) 第3条 (略)</p> <p>2 業務規程第76条第2号に掲げる電力に係る発表価格は次のとおりとする。</p> <p>(1) 東エリア・ベースロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各暦日の午前0時から午後12時の間に、東京エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(2) 東エリア・日中ロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各平日（業務規程第8条第1項に規定する営業日から当社が別に定める日を除いた日とする。以下同じ。）の午前8時から午後8時の間に、東京エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(3) 西エリア・ベースロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各暦日の午前0時から午後12時の間に、関西エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(4) 西エリア・日中ロード電力 JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各平日の午前8時から午後8時の間に、関西エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。</p> <p>(新設)</p>

JEPXのスポット取引において、最終決済の対象となる土曜日から翌週金曜日までの各暦日の午前0時から午後12時までの間に、東京エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。

(6) 東エリア・週間日中ロード電力

(新設)

JEPXのスポット取引において、最終決済の対象となる土曜日から翌週金曜日までの各平日の午前8時から午後8時までの間に、東京エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。

(7) 西エリア・週間ベースロード電力

(新設)

JEPXのスポット取引において、最終決済の対象となる土曜日から翌週金曜日までの各暦日の午前0時から午後12時までの間に、関西エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。

(8) 西エリア・週間日中ロード電力

(新設)

JEPXのスポット取引において、最終決済の対象となる土曜日から翌週金曜日までの各平日の午前8時から午後8時までの間に、関西エリアで行なわれる受渡しを対象として発表した価格とする。ただし、当該価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。

3 (略)

3 (略)

(最終決済価格の算出)

(最終決済価格の算出)

第4条 (略)

第4条 (略)

2 業務規程第76条第2号に規定する電力の最終決済価格は、前条第2項に規定する発表価格の月間総計(東エリア・週間ベースロード電力、東エリア・週間日中ロード電力、西エリア・週間ベースロード電力及び西エリア・週間日中ロード電力)あつては、週間総計)を発表価格

2 業務規程第76条第2号に規定する電力の最終決済価格は、前条第2項に規定する発表価格の月間総計を発表価格採取数で除したのち、1銭未満を四捨五入した価格とする。

採取数で除したのち、1 銭未満を四捨五入した価格とする。

3・4 (略)

3・4 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月18日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月18日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。